

令和元年度 大阪府地域福祉推進審議会 福祉サービス第三者評価事業推進分科会

第1回認証部会 議事概要

◇日時：令和元年12月24日（火） 午前10時から

◇場所：大阪赤十字会館 402会議室

◇議題：(1)大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱等の見直し（改正）について
(2)第三者評価機関の認証更新状況について

◇議事概要：

◎議題(1)「大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱等の見直し（改正）について」

◆資料1 大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱等の見直し（改正）について（概要）

◆資料2 大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱及び要領（改正案）対比表

(1)大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱（改正案）【全体版】

(2)大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要領（改正案）【全体版】

◆資料3 国通知に基づく大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について①

◆資料4 国通知に基づく大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について②

◆資料5 更新時研修の取り扱いについて

◆資料6 その他の大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について

（事務局より説明）

[意見交換]

（部会長）

●1番目の議題は、事務局から説明があった通り。今回は国の通知に基づく改正ということでの提案。

（委員）

●妥当な改正案だと思うので、賛同する。

●説明を聞いて、認証を受けた事業者が年々減っており、それをある一定数維持するための改正趣旨なので、そうするとその事業者の質、評価者の質の確保の部分が維持できるように今後きちっと継承していただければと思う。

（委員）

●改正については、特に問題はないが、評価機関が、当初に比べて減少しているというところに何か（理由）があるのかなと思う。

（事務局）

●ご指摘のとおり、評価機関が更新をせずに撤退されているという現実がある。

●これの一番大きな要因として、まずこの第三者評価という事業の意義は、賛同するのだけでも、その受審をする事業者の立場からしてみると、評価を受けることで、何か積極的なメリットがあるのかという部分に関しては、今の時点でなかなかこれを見いだせないというのが、受審される側の事業者の声として頂戴している。

●この様な状況に対し、前向きに受審していただくために例えば東京都は、財政的な負担を無くすということで積極的にその受審費用等を助成するような手段を持っている。これは一定の意義はあると思うが、同様に大阪府で（受審費用の助成）できるかということ、現実問題として、なかなか財政的な問題もあり、難しい。

- 我々の方でも積極的に受審をしていただく施設を増やしていくために何かできないかということを検討している。例えば、法人が指導監査を受ける際の受ける項目や内容等を少しでも軽減できるような形で、第三者評価を受審していれば、その結果をもとにして、指導監査の際に何か貢献できる部分がないかというようなことも、検討している。
- ただ、今年の夏に全社協の方とも話をさせていただいて、この様なこと（指導監査の際に第三者評価を活用する等）の検討の余地はないのかも含めて相談したが、これは全社協の方でも色々と議論があるとのこと。第三者評価と指導監査という部分は、その趣旨目的が違う中で、第三者評価を受けたからといって、一部の指導監査の項目を免除するのは、違うのではないかという意見が全社協の中でもあると伺った。
- そのため、（全社協の中でもそういう意見があるのであれば）大阪府だけが、抜きん出て特別なことをできるかという、それはまた趣旨が違うと認識しており、今のところ申し上げられない。
- 積極的に第三者評価を受審される施設に対して、何かメリットを与えられるような、それによって第三者評価の受審が、定着して進むような即効薬というのが今のところ見当たらないと認識している部分もあり、委員の方々の意見も頂戴しながら、検討していきたいと思っている。現時点では、事務局としても苦慮しているということが正直なところ。

（部会長）

- 受審事業者そのものが増えないがために認証を受ける機関が減少するという問題ということか。

（事務局）

- 評価機関の方もやはり継続的に（評価）していくためには、一定需要がないと続けることができない。もちろん、第三者評価を受けることで、サービスの質が高まるというメリットは、施設側も認識している。
- ただ、第三者評価を受けるためには一定額の料金がかかるということと、この評価を受けるための事前準備に結構な労力がかかると伺っている。大阪府の場合、社会福祉施設でも1法人が1施設だけを経営されているというような法人が多い。そうすると1施設で受審をするために準備する労力、時間、財政的な負担も含めて考えた時に法人にとってどれだけメリットが生じるのかということ、これが目に見えた形でなかなか見えないという部分もある。
- この第三者評価事業の趣旨はよく理解しているが、現実問題として積極的に受審をしようという状態にならないというところに根本的に問題があると認識している。

（部会長）

- とういうことで認証の要件の緩和にも、もちろん今回繋がっているということか。

（事務局）

- 評価機関の方が頑張っていて続けることが出来るような形で、少しでも評価機関として更新をし易い状況を作りたいと考えている。

（委員）

- 改正案に関しては、賛成、特に問題はないと思う。負担軽減したいということと、もう一方には質の向上確保について挙げられていることが趣旨だと思っている。事務局から先程説明のあった内容はとてもよくわかる。（第三者評価が）監査とどう違うのかということと一番大きいこと（問題）がお金。経済的な負担がすごく大きくて、受審するのに数十万かかる。労力もおっしゃるとおり。
- （第三者評価は）一定基準に基づいて、〇とか×とかをつけるだけのものではない。保育の実際の施設側の運営上の評価ともう一つは保育士がどの様に子どもと関わっているかという、いわゆる仕事の質の評価の両方で出来ていると思う。
- 自己評価の内容も運営評価の部分と保育の質の評価の部分とがあって、実は中身の評価を見ると保育の専門家の中で言われている質の評価と第三者評価で言われている質の評価と全く中身が違う。第三

者評価の中で言われている評価の基準というのは、間違っていないが、(第三者評価は) サービス機関としてのサービス評価が軸になっている。そこ(第三者評価)で行われている保育の質がいま取り沙汰されていること(保育の質の問題)とリンクしていない。だから、第三者評価のいわゆるサービス部分での評価というものと本当に子どもを相手にしている中の保育の質の問題で語られていることをリンクさせるとか、PDCAの中でどう位置付けられるかを明確化することが必要だと先程の話を聞いて思った。

- 初めて(第三者評価の)項目を見た時に、保育の質と第三者評価で言われている質の評価の基準が全く違うと感じた。その点で現場としては(第三者評価の受審が)負担だなと思った。
- 今新しく色んなところで作られている新規の小規模(保育所)とか、私が関係しているところでは第三者評価受審を義務付けられている(施設がある)。そうするとそれはそれで、(受審することが)負担だが、設立する時点から、こういうことを整えなければならないと認識することやどういうことをやらなければならないのかとか、啓発していく意味合いでとれば、いわゆる監査とは異なるというような説明にもなる。その整合性をどのようにとるか考える必要が今後あるのではないか。

(事務局)

- 今、先生のご意見を頂戴した部分、非常に重要だと思っている。私どもも現場の第一線の全てを理解しているわけではないので、第三者評価もサービスの種類によって、だいぶ話が変わってくると思われる。先生からご指摘があったように、現場で実際にそのサービスの質を上げるために留意しなければならない問題やこの第三者評価と最低限の基準を維持するために考えておくべき基準というのは、現場の方の声からすると、ちょっと違うのではないかなという部分もある気は確かにする。その部分も含めて、この第三者評価については、大きくりにして全体的な部分を私共が担当しているが、先程の話は、実際の評価に関わる部分にもなる。そのため、担当する部署が違うので、私どもがどうこう言うべきものではないとは思っており、そのことも含めて考えた時に、やはり評価を受ける側の施設事業者の立場からすると今の第三者評価に関しては、もうちょっと全体的にバランスのとれたやり方というのはあっていいのではないかなという気はしている。ただ、これに関してもやはり全社協を始めとして国とも話をしながら、今後考えていくべき大きな課題と思っている。

(部会長)

- 委員からは、評価基準の中身そのものに対する非常に貴重なご提案をいただいたと思う。

(委員)

- 評価者の人数のところは、前は4人ぐらいだったような気がする。それぞれで2人ずつのような表記だったので、それが2人になるという改正ということか。(評価機関が)経費削減しようと思ったら多分2人なると思う。評価をする人の負担が若干増えるのでは。
- 2人で(評価に)行くとなると、これまでの金額(受審料)が若干下がってくると思う。そういう意味では施設の負担が若干金額的には減ることについて期待できる部分もある。
- 1人であの書類(第三者評価に必要な書類)見るのは結構大変だとは思う。出来れば、何人かの方がいいと思う。
- 今回の議論ではないが、認証有効期間が3年となっていて、認証期間3年の中で評価をしなければならないため、立ち上げたばかりの機関で(余裕をもって)評価に行くことが出来る人材がまだ揃っていないような機関は、評価出来るように研修を受けなければいけないというのがあったと思う。しかし、(研修)日程が合わなくて、評価員になることが出来ずそのまま少ない人数で(評価機関を)回さなければいけないのは負担感があって結局(評価機関を)閉じることになったことがあったと思う。そのことを考えると3年をもう少し伸ばしてもらって、5年みたいな、介護保険では6年、事業者の有効期間があるので、そういうような有効期間を持たせることも一つ出来るのではと感じた。

(事務局)

- 一つ目の人数のところは、確かに増やすことによって、1人1人での評価する負担というのは少し楽

になる部分もあるが、受審側にとってはその分の費用に反映してくるので、両方の側面がある。

- ただ人数については、今まで2人2人という様な記載のため、4人となっているが、従前から運用の中では1人1人で2人以上という様な形になっていたため、今回の改正によって財政的負担には直接繋がらないと思っている。
- 認証期間の3年については、今回の研修等の要件を3年として国の基準の中で示されている。それは準拠している形になっている。ご意見として確かに期間を延長していくのも一つの手法で、評価機関を維持していくための手法でもあると思う。また、全社協・国等にその様な話もご意見として持って行きたいと思う。

(委員)

- 保育の中で保育園の自己評価と保育士の自己評価ということが凄く今言われている。PDCAサイクルを回して質を上げるように。
- そのこととリンクさせることは可能なのか。また、このことに何かプレミアを大阪府が独自につけることは可能なのか。

(事務局)

- 私どもも保育の現場を全て理解しているわけではないが、おそらく今の先生がおっしゃられたように、当然それぞれの事業者の中で、園としてのPDCAを回すための自己評価をしていて、保育士の方もそれに関して当初計画みたいなものとそれを実際にした結果の評価をされている部分もあると思う。そのことと第三者評価とリンクする部分というのは必ずあると思う。ただそれが、実際に受審に繋がっているのかは別の話として認識している。
- そこに実際、先生がおっしゃったようなことを府として何らかのプレミアがついていれば、インセンティブが働くような何かがあれば、直接的に第三者評価受審に繋がっていくと思う。申し訳ありませんが今のところ、府として受審に繋がる直接的なものとして、例えば財政的な支援等、その様なものができると言われると、現実ちょっと難しい部分がある。おそらくそれぞれの園でもその自己評価として色々なことをしていただいていると思われるが、それが直接的に本事業の第三者評価に繋がらない。ここの部分が一番問題で、ここの部分を繋ぐために何かそれじゃインセンティブや施設あるいはサービス利用者の方に対してメリットになるようなものがつけられるのかどうかとそれがいったいどの様な手法が出来得るのかどうかというのをまた検討させていただければと思っている。

(部会長)

- (事務局より) ご検討いただけるとのこと。先生方から様々な貴重なご意見をいただいたところだが、事務局提示の改正案でご了承いただけるということでよろしいか。

(委員)

- 異議なし

(部会長)

- それでは引き続き、議題2の方に移らせていただく。

◎ 議題(2)「第三者評価機関の認証更新状況について」

◆ 資料7 第三者評価機関の認証更新状況について

(事務局より説明)

(部会長)

- 以上で本日の議事は終了させていただく。

(事務局)

- 今後のスケジュールとしては、本日も審議いただいた内容を踏まえ、要綱改正等所定の手続きを進めてまいります。

以上